○過疎地域自立促進特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税の特例に関する条例 平成23年12月20日

条例第15号

改正 平成26年5月15日条例第12号 平成28年1月26日条例第2号 平成29年12月19日条例第21号 令和元年9月18日条例第16号

 $\bigcirc\bigcirc$

過疎地域自立促進特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税の特例に関する条例(平成14年ニセコ町条例第39号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)の趣旨に基づき地域の自立促進に資することを目的として、製造の事業、農林水産物等販売業又は旅館業の用に供する設備(以下「生産設備等」という。)を新設し、又は増設した者に対して、地方税法(昭和25年法律第226号)第6条の規定に基づき固定資産税の課税の免除(以下「課税免除」という。)を行うために必要な事項を定めるものとする。

(課税免除の範囲)

第2条 この条例の適用を受ける事業は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 製造の事業
- (2) 農林水産物等販売業(過疎地域内において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理をしたものを店舗において主に他の地域の者に販売することを目的とする事業をいう。)
- (3) 旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条に規定するホテル営業、旅館営業又は簡易宿 泊所営業を事業とする旅館業(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭 和23年法律第122号)第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業に該当する事業を除 く。)
- 2 町長は、前項に規定する事業のうち次の各号に該当する者で、この条例の施行の日から 令和3年3月31日までの間に生産設備等を新設し、又は増設した者について、課税免除す ることができる。
 - (1) 生産設備等を構成する減価償却資産(所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第6条第 1号から第7号までに掲げる者又は法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第13条第1号

から第7号までに掲げる者に限る。)の取得価格の合計額が2,700万円を超える者

- (2) 生産設備等を新設し、又は増設したことに伴って増加する雇用者の数が5人以上の者
- 3 第1項第3号に規定する旅館業の用に供するため既存の設備を取得し事業の用に供した 場合は、前項に該当し、かつ、破産手続き又はこれに類する手続きによって取得したもの に限り本条例の規定を適用することができる。

(課税免除の額)

第3条 前条の規定により課税免除する額は、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第12条 第1項の表第1号又は同法第45条第1項の表第1号の規定の適用を受ける家屋及び償却資産 並びに当該家屋の敷地である土地(この条例の施行の日以後において取得したものに限り、かつ、土地についてはその取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする 当該家屋の建設の着手があった場合に限る。)に対して課する固定資産税の額とする。

(課税免除の期間)

第4条 第2条の規定により課税免除する期間は、生産設備等を事業の用に供した日の属する年の翌年(当該日が1月1日である場合においては、当該日の属する年)の4月1日の属する年度以降3箇年度とする。ただし、本条例が失効した日後の年度に係る固定資産税には適用しない。

(課税免除の申請)

第5条 第2条の規定により課税免除の適用を受けようとする者は、当該課税免除の適用を 受けようとする年の1月31日までに、規則で定めるところにより町長に申請しなければな らない。

(課税免除の取消し)

- 第6条 町長は、第2条の規定により課税免除の適用を受けた者が、次の各号のいずれかに 該当するときは、課税免除を取り消すことができる。
 - (1) 第2条の規定による課税免除の要件を欠くことが明らかになったとき。
 - (2) 当該事業を行う者がその事業を廃止したとき、又は6箇月以上休止したとき。
 - (3) 偽りその他不正な行為により課税免除の適用を受けたものと認められるとき。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年1月1日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

附 則(平成26年5月15日条例第12号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年1月26日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成29年12月19日条例第21号)

- この条例は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。 附 則(令和元年9月18日条例第16号)
- この条例は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

 $\bigcirc\bigcirc$